

既存の国家資格の概要

(参考) 国家資格の分類は次のとおり。

国家資格は、法律で設けられている規制の種類により、次のように分類できる。

○ 業務独占資格

有資格者以外が携わることが禁じられている業務を独占的に行うことができる資格。 例) 弁護士、公認会計士、医師、看護師

○ 名称独占資格

有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格。 例) 保育士、栄養士、社会福祉士、キャリアコンサルタント

技能検定

労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる。

例) ファイナンシャル・プランニング技能士、機械加工技能士、建築大工技能士、キャリアコンサルティング技能士

○ 設置義務資格

特定の事業を行う際に法律で設置が義務づけられている資格。 例) 学芸員、衛生管理者、職業訓練指導員

既存の国家資格の概要

(参考) 労働行政において、近年国家資格化されたキャリアコンサルタントに係る経緯等は次のとおり。

〔経緯〕

○平成14年以前より、民間の機関において、キャリア・コンサルティングに係る講座及び能力評価試験が実施されていた

○平成14年4月 キャリア・コンサルティング実施のために必要な能力等に関する調査研究会報告書：

既存の民間講座の実態を踏まえ、キャリア・コンサルティング実施のために必要な能力要件を明確化。

8月 キャリア・コンサルタントに係る試験のあり方に関する調査研究会報告書：

既存の民間試験の実態を踏まえ、標準的なキャリアコンサルタントに係る能力評価試験のあり方とその関連事項（試験の指定基準に関連した事項等）について検討。

平成14年度 キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定



- ・ キャリアコンサルタント養成講座を受講し、民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者等を「標準レベルキャリア・コンサルタント」と総称。
- ・ 上記のうち、当該試験を「キャリア形成促進助成金」の対象として職業能力開発局長が指定する仕組みを創設。

平成20年度 国家検定である技能検定においてキャリア・コンサルティング職種（技能士）を創設



- ・ 創設時に2級（熟練レベル）、平成23年度から1級（指導レベル）の検定試験をそれぞれ開始。

平成28年度 キャリアコンサルタント登録制度（国家資格制度）の創設

- ・ キャリアコンサルタント国家資格試験は、従前のキャリア・コンサルタント能力評価試験と能力の範囲及び水準が実質同等程度のものとして創設・実施
- ・ 合格者がキャリアコンサルタント名簿に登録した場合にキャリアコンサルタントと称することができる名称独占資格。

既存の国家資格の概要

- 両資格の概要は次のとおり。

キャリアコンサルタント

- 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと（キャリアコンサルティング）を行う者。
- 名称独占の国家資格。5年ごとの更新制。
- 厚生労働大臣が以下の機関等の指定等を行う仕組み
登録試験機関（2機関）
指定登録機関（1機関）
認定養成講習（22機関）
指定更新講習（知識36機関、技能97機関）
※機関数はR5.10時点
- キャリアコンサルタント登録者数

H28（初年度）	R2	R3	R4
25,518人	59,557人	60,562人	65,879人

キャリアコンサルティング技能士

- キャリアコンサルティングの知識と技能を図る国家検定に合格した者。技能検定の1職種。
- 厚生労働大臣が指定する民間団体が実施「指定試験機関方式」（1機関）
- 1級又は2級の技能検定における学科試験又は実技試験に合格した者は、合格した試験それぞれについて、キャリアコンサルタント試験において対応する試験（学科試験又は実技試験）を免除している
- キャリアコンサルティング職種の合格者数（過去3年）

R2	R3	R4
312人	713人	575人

※ 標準レベル・キャリア・コンサルタントに係る能力評価試験の指定は、国家資格化にともない平成28年度3月までで制度終了。制度終了時点で10機関がキャリア・コンサルタント能力評価試験を実施。能力評価試験の合格者は、キャリアコンサルタント国家資格に移行できる経過措置が設定されていた（R3.3.31までの措置）。

技能検定職種の新設要件・指定試験機関の指定要件

1 職種の新設要件

- ① 既存の技能検定職種と競合しないこと。
- ② 高度な技能や専門的知識を要する等検定に値する職業能力が要求されること。
- ③ 技能及び知識を客観的に評価できること。
- ④ 検定すべき技能及び知識が、企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること。
- ⑤ 技能検定の対象となる職種における高度な職業能力を有する人材に対する需要が大きいこと又は増大していること。
- ⑥ 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること。

※ 「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告書(平成18年9月)

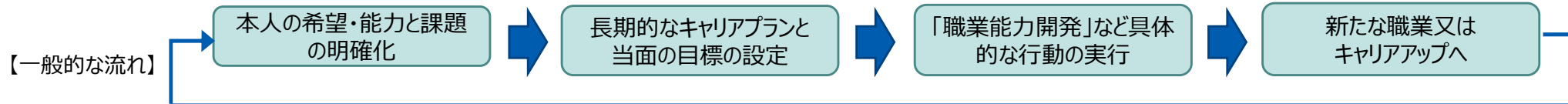
2 指定試験機関の指定要件

- (1) 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、下記の事項をすべて満たし、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。(職業能力開発促進法第47条第1項及び施行規則第63条の5の2)
 - ① 試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
 - ② 試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
 - ③ 試験業務の対象に、申請者又はその関係者が雇用する者その他当該申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。
 - ④ 試験業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。
- (2) 下記の事項をすべて満たし、試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。(職業能力開発促進法第47条第1項及び施行規則第63条の5の3)
 - ① 全国的な規模で継続して毎年1回以上技能検定を実施できる資産及び能力があり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - イ 検定職種に係る業務に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験として実技試験を含む試験を客観的な評価基準により適切に行ってきた実績を有すること。
 - ロ 検定職種に係る業務に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験を全国的に毎年千人以上の規模で適切に行ってきた実績を有すること。
 - ハ 新たに試験を行おうとする場合にあっては、当該申請者の役員及び職員がイ又はロに掲げる実績を有するとともに、当該申請者が行おうとする試験に関する学科試験及び実技試験に係る試行的な試験を客観的な評価基準により適切に実施したものであること。
 - ニ 新たに試験を行おうとする場合にあっては、当該申請者が行おうとする試験に関して、客観的な評価基準による学科試験及び実技試験に係る試行的な試験であって実践的であるものとして人材開発統括官が定めるものを適切に実施したものであること。
 - ② 試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験業務が不公正になるおそれがないこと。
 - ③ インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。4

キャリアコンサルティング・キャリアコンサルタントの概要

キャリアコンサルティングについて

- 労働者の職業の選択、職業生活設計、職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと（職業能力開発促進法第2条第5項）



キャリアコンサルタントについて

- 本人の興味・適性の明確化や職業生活の振り返り（どんな能力があって、何が課題なのかの確認）を通じて職業生活設計を支援し、職業選択や能力開発の自信・意欲の向上、自己決定を促す支援（キャリアコンサルティング）を行う者（**名称独占の国家資格**）。
- キャリアコンサルタントは、5年ごとの更新制とすることで、最新の労働市場等に関する知識やキャリアコンサルティングに関する技能が確保され、また、守秘義務等を課すことで、個人情報や相談内容の秘密が守られ、労働者等にとって安心して相談を行うことが可能。
- 令和5年3月末現在、キャリアコンサルタント登録者数は **65,879人**

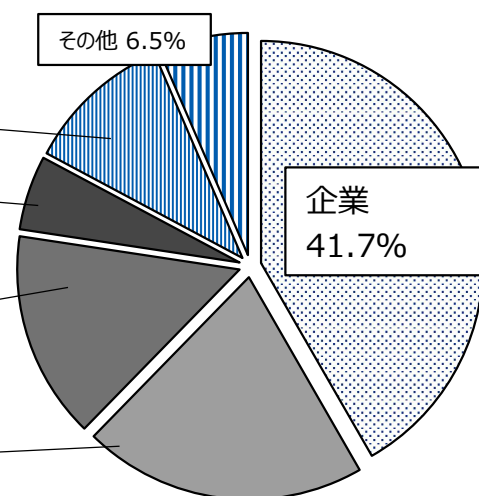
キャリアコンサルタントの活動の場

地域（地域若者サポートステーション、女性センター等） 10.7%

民間就職支援機関（職業紹介事業者等） 5.4%

公的就労支援機関（ハローワーク等） 15.1%

学校・教育機関（大学・短大、民間教育訓練機関） 20.6%



各領域において期待されるキャリアコンサルタントの活動内容の例

【ハローワークなど労働力需給調整機関】

- 求職者の職業選択の方向性・職業生活設計の明確化
- 上記を通じた就職活動の支援又は職業訓練機関への橋渡し

【企業】

- 被用者の目指すべき職業生活・職業生活設計の明確化
- 上記を通じた就労意欲・能力開発の意欲の向上や「気づき」の機会の提供

【教育機関】

- 学生の職業選択・職業生活設計・学びの方向性の明確化
- 上記を通じた円滑な就職活動の支援